

## 【アメリカ】海洋等の自由及び海洋領有権紛争に関する上院決議

海外立法情報課 新田 紀子

\* 2014 年 7 月 10 日、上院は、海洋等の自由の確保及び海洋領有権紛争の平和的外交的解決を求める上院決議を可決した。日本に関連する部分の概要を紹介する。

-----

2014 年 7 月 10 日、上院は、「アジア・太平洋地域の海洋・空域における航行の自由及び他の国際的に合法的な同海洋・空域の使用、並びに未解決の領土・海洋の主張・紛争の平和的外交的解決に対する米国政府の強い支持を確認する」上院決議（S. Res. 412）を全会一致で可決した（注 1）。

### 1 前文の概要

53 項目にわたり、①アジア太平洋地域の海域（海洋及びその上空）の同地域にとっての重要性、②米国の同地域・同海域における国益・役割・同盟関係、③海洋領有権紛争の協調的・外交的解決支持と強制、脅かし、軍事圧力や軍事力行使への反対、④2013 年 11 月 23 日の中国による一方的かつ事前協議のない防空識別圏（ADIZ）の設定とこれに対する米国、日本、韓国などの対応、⑤南シナ海域をめぐる行動規範策定の動きの一方、最近のフィリピン、中国、マレーシア、ヴェトナム近海での「危険な」事件、フィリピンの領有権紛争を国連海洋法条約に基づく仲裁手続に付す動き、⑥尖閣諸島周辺での中国公船による危険な活動と米国の立場の確認（尖閣諸島の主権について立場をとらない（does not take a position）が、日本の施政下にあると認め、その施政を害することをめざすいかなる一方的な行動にも反対し、また、第三国による一方的な行動は米国の認識に影響を与えないことを再確認）、また、日米安全保障条約への米国のコミットメントの確認及び事件の予防・平和的手段による解決の要請、さらに日本の抑制されたアプローチへの称賛、⑦米中間の 1972 年海上衝突予防条約の順守義務、西太平洋海軍シンポジウムでの関係国海軍による話し合い、⑧日中防衛当局間の海上連絡メカニズムや海難捜索救助条約（SAR 条約）が原則合意しつつ未署名であること、⑨米中関係などについて取り上げている。

### 2 決議の概要

#### 第 1 条 上院の意向表明

上院は、

- (1) 国際空域における軍機または民間機の活動の自由を妨げる、また、現状維持を変更し、あるいはアジア太平洋地域を不安定化させる強制的及び威嚇的な行動を非難する。
- (2) 中国政府に対し、東シナ海 ADIZ の実施及びアジア太平洋地域の他の場所での同様の挑発的な行動を控えるよう要請する。

(3) 日本及び韓国政府の抑制的対応、及び韓国政府が、2013年12月9日、自らのADIZの調整発表前に、米国、日本、中国との慎重な協議のプロセスに関与し、その調整されたADIZを国際的な慣行に一致し、上空飛行の自由や他の国際的に合法的な国際空域の利用を尊重する方法で実施することを約束したことを称賛する。

(4) 中国政府に対して、ヴェトナム沖に設置した石油掘削装置(HD-981)の撤収、1972年海上衝突予防条約に反する海洋行動の自制、2014年5月1日以前の現状への即時復帰を要請する。

## 第2条 政策声明

米国の政策は次のとおりである。

(1) 日米安全保障条約第5条の日本施政下にある尖閣諸島への適用、及び米比相互防衛条約第5条に関する、長きにわたる米国の政策を含む、アジア太平洋地域における同盟国・パートナー国へのゆるぎないコミットメント及び支持を再確認する。

(2) 全ての国に属する海洋の権利、自由及び合法的利用を侵害する要求に反対する。

(3) 全ての当事者に、違法な占拠や、係争中の請求物(claims)に対し違法に統治を行う行為など不安定化させる活動への関与を控えるよう求める。

(4) 紛争が、脅かしや強制あるいは武力なしで管理されるように確保する。

(5) 権利の主張者全てが、国際法に則り主張を明確化又は調整することを要請する。

(6) (南シナ海行動規範) (略)

(7) 1972年海上衝突予防条約を含む既存の国際的なルール及びガイドラインは、米軍と、中国を含む他国の軍の航行の安全を確保するために十分であることを再確認する。

(8) アジア太平洋地域における実際的な協力を構築し、国際法の役割を強化するために、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)、東アジアサミット、ASEAN海洋フォーラム拡大大会合などの地域機構や組織の発展を支持する。

(9) 注意を要する地域における事件の予防、事件発生の場合の事件の管理、紛争拡大阻止のためにホットラインや緊急手続などのメカニズムの採用を促す。

(10) [領有権の] 主張者が、紛争の平和的解決メカニズムを利用する権利を行使することを完全に支持する。

(11) (南シナ海における一方的な現状維持変更の試み) (略)

(12) (南シナ海において米国政府のなすべき努力) (略)

(13) 国際法の確立された原則や慣行に一致した国際水域・空域における活動の自由の原則を再確認するために、適当な場合にはパートナー国や同盟国と協力し、アジア太平洋地域における米国の活動の継続を確保する。

## 第3条 解釈準則(略)

注(インターネット情報は2014年9月18日現在である。[]は筆者による補足。)

・決議 <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-113sres412ats/pdf/BILLS-113sres412ats.pdf>>

(1) 上院決議の共同提案者は、日本関係情報『外国の立法』No. 260-2, 2014.8, pp.39-40 <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8716594\\_po\\_02600215.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716594_po_02600215.pdf?contentNo=1)>参照。